

別表 1 第 2 次八幡平市環境基本計画 実施事業

評価基準 ○：実施、目標達成 △：努力が必要 ×：未実施、改善が必要 ー：評価不可

施策コード	基本方針	施策の方向	取組項目	担当部署	取組内容	報告事項	令和7年度実施状況	成果と今後の課題	評価指標	令和6年度 上段：目標値 下段：実績値	令和7年度 上段：目標値 下段：実績値	評価	令和8年度 上段：目標値 下段：実績値
1-1-1	自然共生型まちづくり	生物環境の保全	希少野生動植物の情報収集と特定外来生物の情報提供	市民課	・希少野生動植物の生息・生育情報の収集を行う。 ・市内一斉清掃や廃棄物パトロールに併せ、特定外来生物等の情報収集を行う。 ・特定外来生物等の情報提供を行う。	情報収集と情報提供の状況（内容） 特定外来生物等の生息・生育状況	岩手県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定状況を確認した。市ホームページに自然環境保全地域の指定状況を掲載した。また、市広報誌に特定外来生物を見つけた場合の対処方法を掲載した。	市ホームページで情報を発信しているものの、市民の関心はそれほど高くはないと思われる。継続的な情報発信や、情報の更新に努める必要がある。	情報提供実施の有無 情報の更新の有無	実施	実施		実施
										実施	実施	○	
1-1-2	自然共生型まちづくり	生物環境の保全	外来生物駆除活動の実施	商工観光課	・八幡平市観光協会の主催（市共催）により、八幡平市立松尾中学校及び関係機関・市内協力団体とともに、八幡平国立公園内において外来植物駆除活動を実施する。また、駆除活動の実施により関係機関・協力団体の連携を図るとともに、地元中学生の環境理解・保全意識の高揚を図る。 ・観光ガイドによる環境保護の啓発に努める。	外来植物駆除活動状況 ①実施日 ②参加人数等 ③事前環境学習（中学生向け） ④駆除内容 ⑤駆除量	①令和7年6月30日（月） ②中学生110名、主催者・関係者38名 ③1回 ④セイヨウタンポポの駆除 ⑤約30kg	環境省の協力のもと事前学習を実施した上での駆除活動であることから、参加した中学生が地域の自然環境への理解を深めることができた。 外来植物の根絶は難しいが、毎年の駆除活動の実施により地元中学生の環境保全意識の高揚を図っていく。	①実施回数 ②参加者数 ③事前環境学習実施回数	①年1回 ②120人 ③年1回	①年1回 ②120人 ③年1回	○	①年1回 ②120人 ③年1回
										①1回 ②110人 ③年1回	①1回 ②148人 ③年1回		
1-1-3	自然共生型まちづくり	生物環境の保全	特定外来生物駆除活動の実施	市民課	・特定外来生物の駆除活動を、市内一斉清掃や農地等の保全活動に併せて行ってもらいように、各種活動団体に依頼する。 ・市有地に生息している特定外来生物の駆除活動を実施する。	駆除活動状況 ①実施回数 ②実施人数 ③駆除箇所 ④駆除量	①1回 ②13人 ③七時雨登山口県道入口 ④約400kg	七時雨登山口県道入口においてオオハングウソウの駆除活動を行った。今後も継続的に駆除活動を実施し、活動範囲を拡大していく必要がある。	駆除活動の協力依頼の実施 駆除の実施	実施	実施	○	実施
										実施	実施		
1-1-4	自然共生型まちづくり	生物環境の保全	ペットの飼い主への適正飼育の啓発・指導	市民課	・迷い犬の捕獲及び飼い主への指導を行う。 ・ペットの飼い主へ適正な飼育方法についての啓発・指導を行う。 ・ペットの糞の適正処理啓発看板を配布し、飼い主のマナー向上を図る。	①苦情件数（内訳） ②迷い犬件数 ③飼い方指導件数 ④新規看板設置件数	①8件（糞7件、未係留1件） ②1件（引取り0件） ③3件 ④7件（9枚）	市ホームページや狂犬病予防接種の案内に併せてマナー向上を図っている。猫の多頭飼育による相談が増加しており、引き続き啓発していく必要がある。	苦情に対する対応及び解決割合	100%	100%		100%
										100%	100%	○	
1-1-5	自然共生型まちづくり	生物環境の保全	有害鳥獣駆除の実施及び鳥獣被害対策実施隊員の確保	農林課	・農林作物等の被害を最小限に止めるため、有害鳥獣の個体数調整を図りながら駆除を行う。	①被害件数（内訳） ②有害駆除実施件数（内訳） ③鳥獣被害対策実施隊員数	①35件（農作物21件、飼料12件、養魚場2件） ②126件（クマ39頭、イノシシ50頭、シカ37頭） ③58人	鳥獣被害対策実施隊員数は前年度と比較して1名増加した。隊員の高齢化が進んでおり、今後とも有害鳥獣駆除事業を安定して実施するため、若い世代の新規隊員の確保並びに育成が課題である。	①被害件数（内訳） ②有害駆除実施件数（内訳） ③鳥獣被害対策実施隊員数	①前年度より減少 ②捕獲上限数以内 ③維持	①前年度より減少 ②捕獲上限数以内 ③維持	△	①前年度より減少 ②捕獲上限数以内 ③維持
										①前年度より減少 ②捕獲上限数以内 ③維持	①前年度より増加 ②捕獲上限数以内 ③1人増		
1-2-1	自然共生型まちづくり	水辺環境の保全	河川清掃の実施	安代総合支所	・河川の浄化並びに環境の保全及び美化を図るため、市民参加による安比川及び米代川水系の河川クリーン作戦を実施する。	①実施日 ②実施地区数 ③ごみの回収量（内訳：可燃・不燃）	①4月27日（道路清掃も実施）、5月25日 ②27行政区 ③4/27 可燃物：230kg 不燃物：150kg（道路清掃分含む） 5/25 可燃物：220kg 不燃物：0kg	河川清掃について、ゴミの回収量も年々減少してきており、目標は達成されている。 今後について、住民の高齢化、地区構成員の減少等により、安全に実施することが難しいとする意見が出ていること、実施が安代地区のみであることから、廃止を検討する。	ごみの回収量	前年度回収量より減	前年度回収量より減	○	前年度回収量より減
										前年度回収量より減	前年度回収量より減		
1-2-2	自然共生型まちづくり	水辺環境の保全	水生生物調査の実施	市民課	・水生生物の生息・生育環境学習を通して生物の生息状況から水質状況を知るとともに、外来種の生態系に与える影響について意識啓発を図るため、水生生物調査への取り組みを呼びかける。	①実施団体数（団体名） ②参加人数 ③調査結果	①3団体（田頭小学校、畑地区農地水資源保全組合、安代地域多面的機能保全組織（安代小学校）） ②77人（内訳12人、25人、40人） ③いずれも水質階級Ⅰ	目標の実施団体数には達しなかったが、過去に実施の実績があり、久々に実施した団体もあった。引き続き実施団体を増やすための呼びかけが必要である。	実施団体数	7団体	8団体		9団体
										4団体	3団体	△	
1-3-1	自然共生型まちづくり	農地の保全	市内全域農地の耕作放棄地調査の実施	農業委員会	・市内全域農地の耕作放棄地を把握するため、耕作放棄地調査を実施する。	①市内農地面積 ②遊休農地面積 ③解消面積 ④遊休農地割合	①8,720ha ②384.3ha ③5.9ha ④4.41%	農地の利用促進に向けて貸借や売買の斡旋などを行い、5.9haの遊休農地を解消した。担い手不足による遊休農地が懸念されるが、引き続き、農業委員や農地利用最適化推進委員などと連携し、遊休農地の解消に取り組んでいく。	①解消面積 ②遊休農地割合	①8ha ②5%以下	①8ha ②5%以下	△	①8ha ②5%以下
										①4.9ha ②4.18%	①5.9ha ②4.41%		
1-3-2	自然共生型まちづくり	農地の保全	耕作放棄地の再生利用を行う農家の支援	農林課	・岩手県のいきいき農村基盤整備事業を活用し、市内の耕作放棄地の再生に取り組む農家を支援する。	いきいき農村基盤整備事業活用面積 ①事業活用件数 ②事業活用による解消面積	①4件 ②2.71ha	「農事組合法人あらかだ」が採択を受け事業を実施、耕作放棄地の防止として、田の区画拡大、湧水処理を実施した。	いきいき農村基盤整備事業活用面積 ①事業活用件数 ②事業活用による解消面積	①2件 ②1ha	①2件 ②1ha		①2件 ②1ha
										①1件 ②0.80ha	①4件 ②2.71ha	○	
1-3-3	自然共生型まちづくり	農地の保全	農業の担い手（農業後継者）の育成	農林課	・関係機関と連携し、農業の担い手（農業後継者）の育成する。	①認定農業者数 ②認定新規就農者数 ③集落営農組織数	①352人 ②2人 ③13	高齢化に伴う就農者の減少、後継者不足が課題となっている。引き続き新たな担い手の確保とともに、スマート農業の導入による省力化や農地の集約、経営の組織化・法人化を推進し、持続可能な農業経営を支援する。	認定農業者数 認定新規就農者数 集落営農組織数	前年度より増加	前年度より増加		前年度より増加
										前年度より減少	前年度より減少	△	

別表 1 第 2 次八幡平市環境基本計画 実施事業

評価基準 ○：実施、目標達成 △：努力が必要 ×：未実施、改善が必要 ー：評価不可

施策コード	基本方針	施策の方向	取組項目	担当部署	取組内容	報告事項	令和7年度実施状況	成果と今後の課題	評価指標	令和6年度 上段：目標値 下段：実績値	令和7年度 上段：目標値 下段：実績値	評価	令和8年度 上段：目標値 下段：実績値
2-1-1	安心・快適型まちづくり	大気環境の保全	ごみの野外焼却の禁止啓発の実施	市民課	・野焼きや小型焼却炉を使用したごみの焼却の禁止啓発を行う。 ・過剰があった際には、現地確認を行い、必要に応じて指導を行う。 ・ごみの野外焼却や小型焼却炉使用のごみの焼却がダイオキシンの発生の原因の大きな要因の1つとされ、平成16年4月1日から「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」で禁止されており、市ホームページへの掲載やチラシ配布等による啓発を行う。	①啓発活動の内容 ②指導件数	①市ホームページに記事を掲載し、啓発を行った。 ②1件	少量のごみを焼却していた案件があり、指導を実施した。引き続き原則禁止されている野焼きやごみの焼却の禁止啓発を行う必要がある。	情報提供実施の有無 情報の更新	実施	実施		実施
										実施	実施	○	
2-1-2-①	安心・快適型まちづくり	大気環境の保全	エコドライブ、アイドリングストップの実施	まちづくり推進課	・自動車運転時のエコドライブやアイドリングストップの啓発を行う。 ・自動車更新時の、低公害車車両（ハイブリット、電気）導入を支援する。	①啓発活動の内容 ②電気自動車用急速充電器設置箇所数	①市ホームページに記事を掲載し、啓発を行った。 ②市関連施設2箇所（道の駅にしね、物産館あすびーて）	自動車更新時の低公害車車両導入支援として、電気自動車急速充電器の設置箇所の情報提供はできた。市民への啓発のため、公用車の更新時には電気自動車の導入を検討する必要があるが、補助金等がないため現状では難しい。	情報提供実施の有無 情報の更新	実施	実施		実施
										実施	実施	○	
2-1-2-②	安心・快適型まちづくり	大気環境の保全	エコドライブ、アイドリングストップの実施	公用車管理部署 （総務課）	・公用車運転時のエコドライブやアイドリングストップの啓発を行う。 ・公用車更新の際には、低公害車車両（ハイブリット、電気）の導入を図る。	①啓発活動の内容 ②公用車燃料使用量	公用車詰所にエコドライブ啓発のポスターを掲示するなど、市職員が率先して取り組むよう啓発を行った。 公用車の適正配置、更新計画の中において、令和7年度車両の更新はなかった。	公用車燃料使用量については、前年度より減少した。コロナ禍において減少していた対面での会議、訪問等に代わり、リモート会議等が増えたことが要因と思われる。改めて啓発活動に力を入れ、大気環境の保全に努めるよう周知していく。	①啓発活動実施の有無 ②公用車燃料使用量	①実施 ②前年度より減少	①実施 ②前年度より減少	○	①実施 ②前年度より減少
2-2-1	安心・快適型まちづくり	水環境の保全	水質調査の実施	市民課	・市内の河川・水路の水質調査を実施することにより、生活雑排水等が河川水質に与える状況の把握に努める。 ・水質保全のため、市民及び事業者へ調査結果等を公表し、啓発を行う。	水質調査結果	市内の河川・水路の水質調査を実施し、調査結果等をホームページで公表した。 調査地点 31地点 環境基準（A類型）適合 29地点 調査日 西根・安代：8月25日、曇り、前日の天候曇り（降雨なし） 松尾：8月26日、曇り、前日の天候曇り（降雨なし）	2地点で基準を超過し、生物化学的酸素要求量（BOD）環境基準（A類型）適合率は93.5%となった。引き続き調査を実施し、現在の状況を継続するため監視していく必要がある。	生物化学的酸素要求量（BOD） 環境基準（A類型）適合率	100%	100%		100%
										96.7%	93.5%	△	
2-2-2	安心・快適型まちづくり	水環境の保全	水道水の原水及び浄水の水質管理の実施	上下水道課	・水道施設維持管理業務による、水道水の原水及び浄水の水質管理を定期的に実施する。	①水源調査結果 ②残留塩素濃度検査結果	①全系統水源調査結果良好 ②全系統残留塩素測定基準値適合	水源の大きな損傷もなく安全な水源が保たれている。 今後も随時、巡回を行い、水源監視の強化に努める。	①水源調査結果 ②残留塩素濃度検査結果	①良好 ②適合	①良好 ②適合	○	①良好 ②適合
2-2-3	安心・快適型まちづくり	水環境の保全	環境負荷低減のための生活排水処理の実施	上下水道課	・環境負荷低減のため、生活排水処理を実施する。公共下水道、農業集落排水、浄化槽市町村設置型・補助金型整備を実施することにより、環境への負荷を低減する。	①水洗化人口 ②水洗化率	①公共下水道6,086人、農業集落排水5,215人 浄化槽5,095人、計16,396人 ②72.7%	下水道管きょ布設工事、浄化槽設置工事を実施した。 未接続世帯が未だ多くあることから、引き続き接続の促進を行う。	①水洗化人口 ②水洗化率	①17,765人 ②78.2%	①17,871人 ②80.1%		①17,820人 ②81.4%
										①16,679人 ②72.7%	①16,396人 ②72.7%	△	
2-2-4	安心・快適型まちづくり	水環境の保全	環境負荷低減のための住宅水洗化リフォーム支援	上下水道課	・環境負荷低減のため、住宅の水洗化リフォームを支援する。	住宅水洗化リフォーム支援事業の助成件数	助成件数17件	下水道事業の進捗に併せた水洗化の促進による環境負荷の低減を図るため、事業を継続実施する。	住宅水洗化リフォーム支援事業 の助成件数	35件	25件		20件
										20件	17件	△	
2-2-5	安心・快適型まちづくり	水環境の保全	油流出事故の防止	市民課	・油流出事故防止の啓発に努めるとともに、事故が起きた際には関係機関と連携して対応する。	①啓発内容 ②油漏発生件数	①市ホームページ及び市広報誌に油流出事故防止の記事を掲載し、啓発に努めるとともに、事故が起きた際には関係機関と連携して対応した。 ②6件	6件のうち4件は交通事故による突発的なものであったが、1件はホームタンクからの油漏れ、1件は回収業者の不始末によるものであった。日頃からの注意や点検が重要であり、引き続き広報等で啓発に努める必要がある。	啓発実施の有無	実施	実施		実施
										実施	実施	○	
2-3-1	安心・快適型まちづくり	土壌環境の保全	エコファーマーの育成	農林課	・自然の有する循環機能を活かし生産性を維持しながらも科学肥料・農薬などの使用を控え、環境に負担の少ない農業活動を持続的に行う農業者（エコファーマー）を育成する。	啓発内容 新規認定件数	令和4年度に廃止されたエコファーマー制度に代わり「みどりの食料システム法」が施行し、都道府県が認定する「みどり認定」制度が開始され、これまでに2経営体のみどり認定を取得している。	環境保全型直接支払交付金の申請者に対し、制度説明、申請窓口への取次を行った。引き続き農業者へ周知するため情報発信に努めている。	情報提供実施の有無 情報の更新	実施	実施		実施
										実施	実施	○	
2-4-1	安心・快適型まちづくり	騒音・振動・悪臭対策の推進	道路騒音測定の実施	市民課	・一般道並びに高速道路の道路騒音測定調査による監視を実施する。	①測定状況 ②測定値	【一般道】 ①測定状況 道の評価 ②昼間・夜間とも基準値以下 【高速道路】 ①測定状況 平交第2地利（測定日 12/8～15） ②等価騒音 昼間54.7db、夜間52.5db 昼間・夜間とも基準値以下	一般道並びに高速道路ともに基準値以内であった。引き続き監視していく。	測定値	基準値以内	基準値以内		基準値以内
										基準値以内	基準値以内	○	
2-4-2	安心・快適型まちづくり	騒音・振動・悪臭対策の推進	畜舎排せつ物の適正管理の指導及び悪臭防止に対する意識高揚	農林課	・農家巡回等により、家畜排せつ物の適正管理の指導強化及び利用の周知徹底を図る。	現地指導実績	3件	苦情があった農場等に対して現地指導を実施した。今後も苦情があった場所を中心に巡回し、農協を通じて畜産農家へ指導を行う。	現地指導による改善割合	100%	100%		100%
										100%	100%	○	

別表 1 第 2 次八幡平市環境基本計画 実施事業

評価基準 ○：実施、目標達成 △：努力が必要 ×：未実施、改善が必要 ー：評価不可

施策コード	基本方針	施策の方向	取組項目	担当部署	取組内容	報告事項	令和7年度実施状況	成果と今後の課題	評価指標	令和6年度 上段：目標値 下段：実績値	令和7年度 上段：目標値 下段：実績値	評価	令和8年度 上段：目標値 下段：実績値
3-1-1	資源循環型まちづくり	循環型社会の推進	小型家電等のリサイクルの推進	市民課	・小型家電回収ボックスを設置し、希少金属を含んだ小型家電の回収を行う。	資源化小型家電量	市役所本庁舎に小型家電回収ボックスを設置し、希少金属を含んだ小型家電の回収・資源化を行った。また、清掃センターに搬入された不燃物を選別し、小型家電を回収・資源化を行った。	資源化量2.97 t 前年度の資源化量4.31 t から減少した。 引き続き市ホームページ等で啓発を行っていく必要がある。	回収量	前年度より増加 前年度より減少	前年度より増加 前年度より減少	 △	前年度より増加
3-1-2	資源循環型まちづくり	循環型社会の推進	生ごみ処理機・コンポストの普及	市民課	・燃えるごみに含まれる水分を削減するため、生ごみの水切りの啓発を行う。 ・生ごみ処理機等の購入費用を助成することで、ごみ減量化の普及促進を図る。	啓発活動の内容 生ごみ処理機設置施設数 生ごみ処理機購入補助件数	市ホームページ及び出前講座において生ごみ水切りの啓発を行った。 引き続きホームページや出前講座等で生ごみの水切りの啓発を行うとともに、購入費用の助成実現に向けて取り組んでいく必要がある。	令和7年度中の生ごみ処理機等の購入及び購入費用の助成は実現に至らなかった。 引き続きホームページや出前講座等で生ごみの水切りの啓発を行うとともに、購入費用の助成実現に向けて取り組んでいく必要がある。	啓発活動実施の有無 情報の更新 生ごみ処理機設置施設数 購入補助件数	啓発活動の実施 購入の検討 購入補助の検討	啓発活動の実施 設置施設数：3箇所 購入補助：20件	啓発活動の実施 購入の検討 購入補助の検討	△ 啓発活動の実施 設置施設数：3箇所 購入補助：20件
3-1-3	資源循環型まちづくり	循環型社会の推進	廃食用油のリサイクルの推進	市民課	・廃食用油を回収し、資源としてリサイクルすることで、ごみの減量化と家庭排水への油の混入の軽減、資源の有効活用を図る。	受入先情報の提供	市ホームページに、各店舗が店頭回収を行っている品目の情報を掲載した。	店頭回収情報の一覧は掲載しているが、廃食用油回収を実施している店舗は1店舗のみであり、より分かりやすく情報提供を行う必要がある。	情報提供実施の有無 情報の更新	実施 実施	実施 実施	 ○	実施
3-1-4	資源循環型まちづくり	循環型社会の推進	食品トレイ等の店頭回収の推進	市民課	・食品トレイのリサイクルを促進し、ごみの減量と環境負荷の低減を図るため、店頭回収の実施店を周知するとともに、資源ごみ分別の啓発を行う。	①啓発活動の内容 ②店頭回収実施店舗数	①食品トレイ及びその他の製品のリサイクルを促進し、ごみの減量と環境負荷の低減を図るため、店頭回収の実施店をホームページで周知し、資源ごみ分別の啓発を行った。 ②3店舗	食品トレイ及びその他の製品のリサイクルを促進し、ごみの減量と環境負荷の低減を図るため、店頭回収の実施店をホームページで周知し、資源ごみ分別の啓発を行った。 引き続き、啓発を行い資源ごみの分別を推進していく必要がある。	啓発活動実施の有無 情報の更新	啓発活動の実施 情報の更新	啓発活動の実施 情報の更新	 ○	啓発活動の実施 情報の更新
3-2-1	資源循環型まちづくり	廃棄物の適正処理	ごみの分別、減量化・資源化の推進	市民課	・ごみ分別カレンダー、ごみ分別事典の配布により分別の徹底を図る。 ・資源ごみ集団回収に対する報奨金の支払いを行う。	①一般廃棄物総排出量 ②一般廃棄物総排出量のうち生活系ごみ排出量 ③一人一日当たりの生活系ごみ排出量 ④生活系ごみに占める資源ごみの割合 ⑤資源ごみ集団回収量	ごみ分別カレンダーを全戸配布し、必要者に対してごみ分別事典を配布した。また、資源ごみ集団回収を実施した団体に対して、報奨金を支払った。 ①8,580 t ②5,784 t ③706 g ④10.7% ⑤89 t	一般廃棄物総排出量は減少傾向にあるが、昨年度に引き続きリサイクル率が10%台を割り込み低い水準にある。資源ごみ集団回収の促進や、プラスチックごみの分別収集等により、リサイクル率を向上させる必要がある。	①一般廃棄物総排出量 ②一般廃棄物総排出量のうち生活系ごみ排出量 ③資源ごみ集団回収量 ④一般廃棄物のリサイクル率	①9,428 t ②5,578 t ③147 t ④14.6% ①9,290 t ②6,447 t ③94 t ④9.7%	①9,285 t ②5,406 t ③159 t ④15.6%	 △	①9,109 t ②5,246 t ③168 t ④16.6%
3-2-2	資源循環型まちづくり	廃棄物の適正処理	プラスチックごみの分別回収	市民課	・プラスチックごみの分別回収を行う。	検討状況	盛岡広域での可燃ごみの共同処理に係る協議を踏まえながら、プラスチックごみ分別回収の早期実現に向け検討を続けている。 他市町村の取り組み状況を視察し実施方法について検討した。	プラスチックごみの分別回収について、早期実施に向けた取り組み方法の検討を続けていく必要がある。	プラ製品の一括回収の実施	調査 調査実施	検討 調査実施	 ○	検討
3-2-3	資源循環型まちづくり	廃棄物の適正処理	農業用廃プラスチックの回収	農林課	・農業用のハウスビニール等の管理の徹底を促し、リサイクル回収ができるよう指導啓発する。 ・農業用廃プラスチックの処理に要する経費に対し助成する。	①回収回数 ②回収箇所数 ③リサイクル実績	①6月、11月に計8回回収を実施 ②西根地区、松尾地区、安代地区 計3箇所 ③382戸 48,400kg（うちリサイクル対象として回収した分は38,649kg）	計8回実施し、382戸から48,400kgの農業用廃プラスチックを回収した（うちリサイクル対象は38,649kg）。 農業由来の廃プラスチックが適正処理されるよう、適正な処理が行われるよう周知を継続していく。また、処理業者選定にあたっては、農業用廃プラスチックの再資源化を行うことを考慮に含める。	①回収回数 ②回収箇所数 ③リサイクル回収率	①計8回 ②3箇所 ③80%以上 ①計8回 ②3箇所 ③71.1%	①計8回 ②3箇所 ③80%以上	 △	①計8回 ②3箇所 ③80%以上
3-2-4	資源循環型まちづくり	廃棄物の適正処理	災害廃棄物の対応	市民課	・災害時の処理体制の整備を図るとともに、事故発生時の広域的な協力体制の整備を推進する。	計画内容の確認状況	令和3年4月に策定した災害廃棄物処理計画をホームページで公開し、周知を図った。	計画を策定して終わりではなく、災害発生時に迅速な対応を取ることができるようするため、内容や協力体制について関係機関と定期的な確認や意見交換、情報共有を行っていく必要がある。	確認の有無	実施 実施	実施 実施	 ○	実施
3-2-5	資源循環型まちづくり	廃棄物の適正処理	不法投棄パトロールの実施及び啓発活動の実施	市民課	・公衆衛生組合と連携し、不法投棄パトロール、不法投棄禁止看板の設置及びポイ捨て禁止チラシの配布などを実施する。	①パトロール実施回数 ②延参加人数 ③啓発内容 ④不法投棄確認箇所数	公衆衛生組合連合会と連携し、不法投棄パトロール、不法投棄禁止看板の設置及びポイ捨て禁止チラシの配布などを実施した。 ①15回 ②49人 ③パトロール、看板の設置 ④3カ所	不法投棄パトロール、不法投棄禁止看板の設置及びポイ捨て禁止チラシの配布などを実施しているが、不法投棄がなくなる。一方、公衆衛生組合員が高齢化し、パトロール実施回数が減少している。	①パトロール実施回数 ②不法投棄確認箇所数	①40回 ②1箇所 ①21回 ②10箇所	①40回 ②1箇所	 △	①40回 ②1箇所
3-2-6	資源循環型まちづくり	廃棄物の適正処理	クリーン作戦等清掃活動の実施	市民課	・きれいで住みよい環境をつくるため、公衆衛生組合と連携し、市民参加によるクリーン作戦等清掃活動を実施する。	①実施回数 ②クリーン作戦実施時の回収量 ③地区の取り組み状況	①3回（4月：全地区、5月：安代、8月：西根） ②7,8900kg（4月：西根3,160kg、松尾3,040kg、安代480kg、5月：安代220kg、8月：西根990kg） ③4月：市内全域クリーン作戦、5月：安代地区河川清掃、8月：西根地区大掃除	4月には市内全域でクリーン作戦を、安代地区は5月に河川清掃に併せて実施、西根地区は8月に一斉清掃を実施した。 クリーン作戦に便乗した不法排出が見受けられるようになっており、モラルの啓発が必要となっている。	クリーン作戦の実施	全地区で実施 全地区で実施	全地区で実施 全地区で実施	 ○	全地区で実施

別表 1 第 2 次八幡平市環境基本計画 実施事業

評価基準 ○：実施、目標達成 △：努力が必要 ×：未実施、改善が必要 ー：評価不可

施策コード	基本方針	施策の方向	取組項目	担当部署	取組内容	報告事項	令和7年度実施状況	成果と今後の課題	評価指標	令和6年度 上段：目標値 下段：実績値	令和7年度 上段：目標値 下段：実績値	評価	令和8年度 上段：目標値 下段：実績値
4-1-1	温暖化対策型まちづくり	省エネルギー対策の推進	節約の徹底及び省エネルギーのための地中熱活用の広報・広告活動	施設管理部署 (総務課)	・庁内掲示板を利用した節電・節水の呼びかけなどにより、節約に努める。 ・庁舎の温度管理を徹底し、燃料費等の節約を図る。 ・施設内の温度管理の徹底のため、地中熱活用フローを本庁舎ロビーのモニターで広報・広告活動を行う。(本庁舎)	電気・水道・燃料の使用量と削減率	・庁舎の温度管理を徹底し、燃料費等の節約を図った。 ・施設内の温度管理の徹底のため、地中熱活用フローを本庁舎ロビーのモニターで行った。	光熱水費の使用量は、前年度よりも増加した。冬期間の庁舎の暖房設定について注意喚起を掲示板で行ったり、「ノー残業デー」においてのPCシャットダウンの徹底などを今後も実施し、節電に努めていく。	電気・水道・燃料の使用量と削減率	前年度より減少	前年度より減少		前年度より減少
										前年度より増加	前年度より増加	△	
4-1-2	温暖化対策型まちづくり	省エネルギー対策の推進	排出ガス規制適合車両の導入	建設課	・排出ガス規制適合車両の導入を図る。	導入台数	導入台数：1台 ・小型ロータリ除雪車1.3m級（排出ガス規制(第4次)対応） 導入台数：1台（ハイゼット） ・道路維持作業用自動車（令和4年度燃費基準105％達成車）	【成果】 排出ガス規制に適合した車両や燃費基準を達成した車両を導入することで、排出ガスの発生を抑制することができた。	導入台数	1台	2台		0台
										2台	2台	○	
4-1-3	温暖化対策型まちづくり	省エネルギー対策の推進	緑のカーテンの普及	まちづくり推進課	・ゴーヤやアサガオ等のタネを配布し、「緑のカーテン」の普及に努めることで、緑化とともに冷房の使用を控えることによる節電、温暖化対策への意識向上を図る。	実施件数	なし	【R5決定】本庁舎で試験運用を試みたが、虫の発生などのデメリットも生じることからゴーヤやアサガオ等のタネの配布は実施しないこととする。	実施件数	中止	中止		中止
										中止	中止	ー	
4-2-1	温暖化対策型まちづくり	森林の保全	保育施業及び林業生産活動の支援	農林課	・林業経営体の育成のため、森林組合が実施する森林整備事業に対し助成する。	①森林環境保全直接支援事業補助件数 ②森林整備事業実施面積（再造林、下刈、間伐）	①5件 ②193ha（再造林39ha、下刈144ha、除伐10ha）	実施面積は前年度より増加したが、目標には届かなかった。猛暑により下刈等の作業に影響が出ている。森林が持つ環境保全機能の維持と林業経営体の育成を図るため、今後も保育施業及び林業生産活動の支援を継続して行っていく。	①森林環境保全直接支援事業補助件数 ②森林整備事業実施面積（再造林、下刈、間伐）	①10件 ②300ha	①10件 ②300ha		①10件 ②300ha
										①6件 ②172ha	①6件 ②193ha	△	
4-2-2	温暖化対策型まちづくり	森林の保全	植栽及び再造林の支援	農林課	・森林の有する国土保全、水源涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の維持、増進を図るため、再造林事業に対する各種補助事業の活用を支援する。	再造林面積	39ha	実施面積は前年度より増加し、目標を達成した。森林伐採後の再造林は、森林の持つ水土保全といった多面的な機能を維持するには必要不可欠であるため、今後も継続して植栽及び再造林に対し支援していく必要がある。	再造林面積	30ha	30ha		30ha
										33ha	39ha	○	
4-3-1	温暖化対策型まちづくり	再生可能エネルギーの推進・活用	再生可能エネルギー発電の事業化	まちづくり推進課	・民間事業者と協力し、発電事業開始に向けて支援する。	区域の再生可能エネルギー導入状況	「八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に基づき、事業者と連絡を取りながら必要な手続きを促し、市の良好な自然環境、景観及び生活環境の保全に努めた。	各種統計資料からの算出のため、年度に1年の遅れがある。条例に基づき適正に設置される再生可能エネルギーの導入を図っていく必要がある。	区域の再生可能エネルギー導入状況	16,523kW	40,416kW		40,416kW
										40,416kw	40,728kW	○	
4-3-2	温暖化対策型まちづくり	再生可能エネルギーの推進・活用	木質バイオマス利用の支援	農林課	・木質バイオマスエネルギー（薪、ペレットなど）を活用した設備の普及を促進するため、ペレットストーブ及び薪ストーブ購入者に対して設置費を助成する。	ペレットストーブ及び薪ストーブ購入に対する補助件数	10件	補助件数は前年度と同じで、目標を達成した。木質バイオマスエネルギーに関心を持つ方は一定数おり、当事業により木質バイオマス利用の推進に資することができていると捉えている。ストーブ購入の補助を今後も継続して実施することにより、さらに木質バイオマスエネルギーの利用を推進していきたい。	ペレットストーブ及び薪ストーブ購入に対する補助件数	10件	10件		10件
										8件	10件	○	
4-3-3	温暖化対策型まちづくり	再生可能エネルギーの推進・活用	公共施設への再生可能エネルギー利用設備の導入	まちづくり推進課	・公共施設への太陽光発電設備や小型風力発電等の再生可能エネルギー利用設備の導入を調査・検討します。	新規導入件数	公共施設への太陽光発電設備や小型風力発電等の新規の再生可能エネルギー利用設備の導入はなかった。	【R7決定】国から公共施設の50％に太陽光発電設備の設置を求められ検討してきたが、使用電力をはちまんだいジオパワーとの契約によりCO2排出量の削減を図ることとしたため、新規施設に再生可能エネルギー利用設備の導入はしないこととした。	新規導入件数	検討	1件		0件
										検討	0件	△	
4-3-4	温暖化対策型まちづくり	再生可能エネルギーの推進・活用	民間施設への再生可能エネルギー利用設備の導入支援	まちづくり推進課	・事業者の太陽光パネル等の再生可能エネルギー利用設備導入を促すため、国及び県の補助事業について事業者に対して積極的に情報提供を行う。	情報提供状況	市ホームページへ記事の掲載や窓口前へのチラシ配架により情報提供を行った。	ホームページへの記事掲載や窓口前への配架により情報提供を行った。ただし、提供されなかった情報も多くあるため、日々新しい情報得て、積極的に情報提供を行う必要がある。	情報提供実施の有無 情報の更新	情報提供の実施 情報の更新	情報提供の実施 情報の更新		情報提供の実施 情報の更新
										情報提供の実施 情報の更新	情報提供の実施 情報の更新	○	
4-4-1	温暖化対策型まちづくり	脱炭素型地域づくりの推進	温室効果ガス排出量の削減	まちづくり推進課	・2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するため、区域における温室効果ガス排出量を削減する。	①各年度温室効果ガス排出量 ②基準年度比削減率	2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するため、区域における温室効果ガス排出量の削減に向けた啓発を行った。また、排出量カルテにより温室効果ガス排出量の把握した。	環境省が例年作成する「自治体排出量カルテ」からの算出のため、温室効果ガス排出量の削減に向けた啓発を行った。また、排出量カルテにより温室効果ガス排出量の把握した。 温室効果ガス排出量について、前年度より減少しているが、目標は未達成であり、削減に向けた取組の強化が必要である。	①各年度温室効果ガス排出量 ②基準年度比削減率	①180千t-CO ₂ ②19.8％	①176千t-CO ₂ ②22.0％		①171千t-CO ₂ ②24.2％
										①186千t-CO ₂ ②17.3％	①179千t-CO ₂ ②20.4％	△	
4-4-2	温暖化対策型まちづくり	脱炭素型地域づくりの推進	地域新電力会社の設立	まちづくり推進課	・エネルギーに係る資金の域外流失を減らし、市内で循環させるため、地熱発電由来の電力を核とする地域新電力会社を設立する。	検討状況 契約状況	地域新電力会社を設立し、経営を行っている。	市内事業者へ供給拡大を進めるとともに、市内の再生可能エネルギーの調達拡大を図っていく必要がある。	契約電力量	設立	契約電力量：5,000kW		契約電力量：6,000kW
										設立	契約電力量：9,158kW	○	

別表 1 第2次八幡平市環境基本計画 実施事業

評価基準 ○：実施、目標達成 △：努力が必要 ×：未実施、改善が必要 ー：評価不可

施策コード	基本方針	施策の方向	取組項目	担当部署	取組内容	報告事項	令和7年度実施状況	成果と今後の課題	評価指標	令和6年度 上段：目標値 下段：実績値	令和7年度 上段：目標値 下段：実績値	評価	令和8年度 上段：目標値 下段：実績値
5-1-1	協働・参加型まちづくり	景観の保全	開発行為の指導	建設課	・都市計画法及び八幡平市宅地等開発要綱に基づき、市内の無秩序な開発を防止する。	①開発許可件数 ②市宅地等開発要綱に基づく協議件数 等	①開発許可 2件、開発変更許可 5件 ②技術的事前指導 1件	都市計画法及び八幡平市宅地等開発要綱に基づく手続きにより、無秩序な開発防止につながっている。良好な市街地形成を図るため、引き続き指導及び協議する。	ー				
5-1-2	協働・参加型まちづくり	景観の保全	景観に配慮した建築物等の誘導	建設課	・「岩手の景観の保全と創造に関する条例」等に基づき、景観に配慮した建築物等の誘導を図り、雄大な山々やのどかな田園風景などの美しい景観の維持に努める。	①県条例等に基づく届出数 ②ふるさと景観条例に基づく届出数		「岩手の景観の保全と創造に関する条例」等に基づき、景観に配慮した建築物等の誘導を図り、雄大な山々やのどかな田園風景などの美しい景観の維持に努めた。 県条例等に基づく届出数 26件	ー				
5-1-3	協働・参加型まちづくり	景観の保全	沿道刈払いの実施	建設課	・県から権限移譲を受けた県道6路線を含め市道路肩の刈払いを適宜実施し、沿道の良好な環境維持に努める。	刈払い実施状況	・県道焼走り線 13,280㎡ ・平笠フラワーロード 1,485㎡ ・県道田代平西根線 11,600㎡ ・主要地方道柏台松尾線 18,240㎡ ・市道岩手山1号線 10,000㎡ ・市道水沢線 7,680㎡ ・温泉郷地区 20,700㎡	【成果】 車両通行空間の安全を確保するとともに、害虫等の発生を抑じた。 【今後の課題】 市道等の総延長が長距離にわたるため、地元住民・団体・業者等との協同による実施が必要である。	実施面積	50,000㎡ 74,253㎡	50,000㎡ 82,985㎡	○	50,000㎡
5-1-4	協働・参加型まちづくり	景観の保全	環境整備の実施	商工観光課	・定期的に工業団地等の草刈・下刈を実施し、環境美化及び緑化維持に努める。	環境整備の実施箇所数 回数	盛岡北部工業団地外工場通地及び工場通地の草刈りを委託した。	草刈、下刈りを実施することにより、工業団地等の景観保全に努めた。 盛岡北部工業団地内の市道沿線については、過年の快適環境や工業団地のイメージアップに考慮し、年数回の定期的な草刈が必要である。	環境整備の実施箇所数 回数	盛岡北部工業団地：年2回 工場通地1箇所：年1回 盛岡北部工業団地：年1回 工場通地1箇所：年1回	盛岡北部工業団地：年1回 工場通地1箇所：年1回	○	盛岡北部工業団地：年2回 工場通地1箇所：年1回
5-1-5	協働・参加型まちづくり	景観の保全	地域の環境整備活動と緑化活動事業の支援	まちづくり推進課	・地域の環境整備活動と緑化活動事業に対して一括交付金を交付し支援する。	①地域づくり一括交付金件数 ②事業数（事業内容）	①12件 ②12団体	各地域振興協議会の事業計画に沿って、一括交付金を交付した。次年度以降も各地域振興協議会の事業計画に沿って、一括交付金を交付し活動を支援する。	交付団体数（12地域振興協議会）	12団体 12団体	12団体 12団体	○	12団体
5-1-6	協働・参加型まちづくり	景観の保全	景観と見易さに配慮した看板の設置	商工観光課	・景観と見易さに配慮した案内看板の設置に努める。	看板設置（更新）基数	看板設置（更新）には至らなかったが、繁茂した枝葉により既存看板の視認性を悪化させていた支障木を伐採した。	国際交流員の配置により、多言語化の体制を構築している。 デザイン的に統一された案内サイン等のハード整備事業を今後検討する必要がある。	看板設置（更新）基数	5基 0基	5基 0基	×	5基
5-1-7	協働・参加型まちづくり	景観の保全	屋外広告物の設置規制	市民課	・景観を損なう屋外広告物に関する規制を設け、看板等の撤去を行う。	指導件数 撤去件数	該当なし	若手県景観計画で定められた以上の規制を設けるに至らず、実施しなかった。独自の規制の必要性を検討していく必要がある。					
5-1-8	協働・参加型まちづくり	景観の保全	空き家、空き地の適正管理	防災安全課	・自己所有の空き家・空き地の適正管理について指導を行う。	①特定空き家等候補件数 ②特定空き家等認定件数	①358件 ②0件	市老朽空き家等解体工事費補助金に14件の申請があり、うち5件が補助金交付決定となり空き家の解体を行った。 解体希望者は増加しているが解体コスト上昇に伴い解体を保留するケースがあるため、所有者等に対し老朽化が進む前に売買や修繕を進めるよう助言や指導を行う必要がある。	助言指導実施の有無	助言指導の実施 助言指導の実施	助言指導の実施 助言指導の実施	○	助言指導の実施
5-2-1	協働・参加型まちづくり	公園・緑地の確保	歩道や緩衝緑地の確保	建設課	・道路整備にあたっては、交通量調査等を実施し、適正な道路幅員を確保することにより、渋滞緩和に努め、排出ガス、騒音の低減を図る。また、歩行者の安全確保を図り、車両の円滑な通行を確保するため歩道設置に取り組む。	道路（歩道）整備延長	・市道森合線 道路整備延長L=60m（歩道L=60m） ・市道鴨志田線 道路整備延長L=84m（歩道L=65m） ・市道十二林線 道路整備延長L=46.5m ・市道南北支線外 道路整備延長L=162m	R7年度は、2路線の歩道整備を実施し、歩行者の安全確保を図り、車両の円滑な通行を確保する事ができた。 今後の歩道整備については、道路改良に併せて歩道整備を実施し、歩行者の安全確保も図りつつ、整備に伴う検討（歩行者数、交通量、通学路としての有無、事業費、沿道地権者の理解等）を十分行ったうえで整備を進める必要がある。	道路（歩道）整備延長	240m 140m	310m 道路改良延長352.5m 歩道整備延長125m	△	道路改良延長962.2m 歩道整備延長198.7m
5-2-2-①	協働・参加型まちづくり	公園・緑地の確保	公園の管理	商工観光課	・清掃等環境整備業務委託による公園等の適正管理を行う。また、市民の憩いと触れ合いの場とする。 公園等施設 ○桜松公園 ○貝型峠分水嶺公園 ○安比高原さわやかトイレ ○さくら公園 ○柏台公共園地 ○七時雨・田代平エリア観光施設 ○七時雨地区体験観光施設 ○長者屋敷公園 ○明治百年記念造園地 ○野駄路公園	公園の管理状況 適正な管理の実施、修繕・工事回数	全施設において管理を委託し、適正な管理に努めた。 また、修繕等の必要な施設及び機器について修繕を行った。	委託先受注者による適正な管理により、利用者から特に苦情もなく利用いただいた。 施設設備の老朽化等により、故障・破損が後を絶たず、修繕費等維持管理費が嵩んでいる。	①清掃等実施箇所 ②修繕等実施回数	全施設で実施 ①全施設 ②修繕実施回数9回	全施設で実施 ①全施設 ②修繕実施回数5回	○	全施設で実施
5-2-2-②	協働・参加型まちづくり	公園・緑地の確保	公園の管理	建設課	・公園を地元団体へ維持管理委託することにより、地域の環境美化活動を推進する。	公園の管理状況 遊具の点検箇所数 点検回数	公園15か所（遊具等設置12か所）のうち10か所を地元団体へ維持管理委託した。 委託公園 目視による点検：月16回以上 直営公園 目視による点検：月1回以上	地元団体へ管理委託又は直営により公園環境が維持された。 地元団体の高齢化により、地元団体の継続した受託が難しくなるおそれがある。	維持管理箇所数 公園の管理状況	全施設で実施 全施設で実施	全施設で実施 全施設で実施	○	全施設で実施
5-2-2-③	協働・参加型まちづくり	公園・緑地の確保	公園の管理	農林課	・農村公園の維持管理を行い、市民の憩いとふれあいの場とする。	維持管理箇所数 公園の管理状況	農村公園の維持管理 15箇所	施設点検を実施した。 点検結果や周辺住民からの要望を踏まえて、危険と思われる遊具の撤去や施設の廃止も検討が必要である。	維持管理箇所数 公園の管理状況	全施設で実施 全施設で実施	全施設で実施 全施設で実施	○	全施設で実施
5-2-2-④	協働・参加型まちづくり	公園・緑地の確保	公園の管理	健康こども課	・児童遊園管理業務委託により、児童遊園の適正管理を行う。（1箇所はトイレ管理業務も含む）	①公園の管理状況 ②管理委託箇所数 ③管理把握状況(日誌確認、修繕・環境整備件数など)	①4箇所 ②3箇所 ③管理委託先から日誌等により定期報告を受け、管理状況を把握した。（施設修繕1箇所）	・委託により、事故等もなく管理されている。 ・点検結果をうけ、経年劣化等による腐食状況によっては撤去も検討していく必要がある。	維持管理箇所数 公園の管理状況	全施設で実施 全施設で実施	全施設で実施 全施設で実施	○	全施設で実施
5-3-1	協働・参加型まちづくり	歴史的・文化的環境の保全	地元の歴史的・文化的遺産の保全	文化スポーツ課	・地元の歴史的・文化的遺産の保全のために、所有者等に補助金を支出し良好に次世代に引き継ぐよう取り組む。 ・標柱等の整備をし、市民への周知及び保全意識の向上に努める。	①指定有形文化財保護補助金補助交付件数 ②指定無形文化財保護補助金補助件数 ③標柱等整備件数	①21件（荒屋八幡神社門口ほか） ②12件（浅沢神楽ほか） ③4件（説明看板立替1件ほか）	・市指定文化財保護補助金の交付については、交付申請のあったものに関しては全て交付した。引き続き、補助金の交付を行い、文化財の保護に努める。 ・標柱等整備については、説明看板1件、標柱立替1件、案内板立替1件、説明看板修繕1件を実施した。今後劣化が著しいもの等から順次、継続して整備を進めたい。	①指定有形文化財保護補助金補助交付件数 ②指定無形文化財保護補助金補助件数 ③標柱等整備件数	①27件 ②18件 ③3件 ①22件 ②13件 ③1件	①26件 ②16件 ③3件 ①21件 ②12件 ③4件	△	①26件 ②12件 ③3件

別表 1 第 2 次八幡平市環境基本計画 実施事業

評価基準 ○：実施、目標達成 △：努力が必要 ×：未実施、改善が必要 ー：評価不可

施策コード	基本方針	施策の方向	取組項目	担当部署	取組内容	報告事項	令和7年度実施状況	成果と今後の課題	評価指標	令和6年度 上段：目標値 下段：実績値	令和7年度 上段：目標値 下段：実績値	評価	令和8年度 上段：目標値 下段：実績値
5-3-2	協働・参加型まちづくり	歴史的・文化的環境の保全	滞在型観光の推進	商工観光課	・八幡平市観光振興計画に沿って、歴史的・文化的環境を活用し、持続する観光を推進する。	松尾鉱山資料館入館者数 安比塗漆器工房年間販売額 鹿角街道の保護活動、認知度普及啓発	・松尾鉱山資料館の管理運営を行った。 ・安比塗の振興のため、漆器の生産及び販売業務を委託し漆器産業の定着と地場産業の振興を図った。 ・登山道整備と併せて鹿角街道の環境整備を行った。	歴史的・文化的資源、食文化を活用した観光推進体制整備を盛り込んだ第4期八幡平市観光振興計画に基づき事業を推進する。	①松尾鉱山資料館入館者数 ②安比塗漆器工房年間販売額 ③鹿角街道をテーマとした旅行商品造成数	①4,200人 ②24,000千円 ③1以上	①4,200人 ②24,000千円 ③1以上	△	①4,200人 ②24,000千円 ③1以上
5-4-1	協働・参加型まちづくり	環境保全活動・環境教育の推進	環境学習の推進	教育総務課	・児童生徒を取り巻く全ての環境に関する事物・現象に対して興味・関心をもち、意欲的に関わる中で環境に対する豊かな感性を育み、問題解決の過程を通して、環境に対する見方や考え方を育むとともに持続可能な社会の構築に向けて積極的に参加・実践する力を育てる。具体的には、教科及び領域、総合的な学習の時間、特別活動等の時間を通して、身近な地域又は地球の環境を教材に取り上げ、地域住民や専門家等の外部人材を活用しながら、より豊かな体験活動を行う。	①環境保全学習の実施回数 ②実施内容	①延べ191回 ②・清掃活動（8校24回） ・資源回収（5校9回） ・環境関連施設見学（10校15回） ・水資源学習（8校9回） ・農業体験（13校106回） ・森林学習（12校28回）	各学校では、継続して様々な環境学習が行われており、地域の環境に対する関心や知識を深めることができた。 今後も、コミュニティ・スクールなどを通じて、学校の特色や地域の良さを活かした環境保全活動・環境教育の推進が図られるよう取り組んでいく。	①地域住民、専門家等の外部人材を活用した環境学習の実施回数 ②児童生徒が地域や地球の環境環境保全に働きかける体験活動の実施回数 ③全国学調及び県学調の児童生徒質問紙による「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」指標の割合 ※R4は「地域のことを考える」	①各小・中学校1回以上 ②各小・中学校1回以上 ③肯定的割合：77％以上	①各小・中学校1回以上 ②各小・中学校1回以上 ③肯定的割合：90％以上	△	①各小・中学校1回以上 ②各小・中学校1回以上 ③肯定的割合：80％以上
5-4-2	協働・参加型まちづくり	環境保全活動・環境教育の推進	児童図画の取り組み	市民課	・河川愛護思想の醸成を図るために、「川をきれいにする」児童図画コンクールへの取り組み呼びかけを行う。	応募状況	河川愛護思想の醸成を図るために、「川をきれいにする」児童図画コンクールへの取り組みを市内小学校に呼びかけた。	2校63名の応募があった。 各種ガスターコンクールが開催されており、児童の負担も大きい が、応募してもらえるように呼びかけを続ける。	取り組み校数	3校以上	4校以上		4校以上
5-4-3	協働・参加型まちづくり	環境保全活動・環境教育の推進	環境イベント、講習会の開催	市民課	・環境へ関する意識向上を図るために、継続して行っている事業や新たな環境イベント並びに講習会の開催検討を行うとともに、各種団体の開催する環境関連行事への後援や協力を行う。	①イベント・講習会の開催状況 ②後援状況	①八幡平市ごみ減量化を考える市民の集い（1月17日）40名 ②後援0件	ごみの減量について考えてもらう機会として、市民の集いを開催した。今後も継続して開催し、環境に対する意識向上に努めることが必要である。	イベント・講習会の開催数	1回以上	1回以上	△	1回以上
5-4-4	協働・参加型まちづくり	環境保全活動・環境教育の推進	環境に関する情報発信	市民課	・環境へ関する意識向上を図るために、広報、ホームページ等において、省エネや不法投棄防止など環境に関する情報発信を行う。	情報提供状況	広報はちまんたいに「環境・衛生ワンポイント」を掲載し、情報発信を行った。	不法投棄やルールに反したごみの出し方等の注意喚起が必要な事案がなくならないため、継続的な情報発信をする必要がある。	情報提供実施の有無 情報の更新	実施	実施	○	実施
5-4-5	協働・参加型まちづくり	環境保全活動・環境教育の推進	エコドライブ、アイドリングストップの啓発	まちづくり推進課	・車の運転時のエコドライブやアイドリングストップの啓発を行う。 ・車の更新の際には、低公害車車両（ハイブリット、電気）の導入を図る。	啓発活動の内容	ホームページにエコドライブに関する記事を掲載し、啓発を行った。	啓発活動の実施及び公用車の更新時に低公害（ハイブリッド）小型乗用車を導入した。引き続き啓発活動の実施及び電気自動車の導入も検討する必要がある。	啓発活動の実施 情報の更新	啓発活動の実施 情報の更新	啓発活動の実施 情報の更新	○	啓発活動の実施 情報の更新
5-4-6	協働・参加型まちづくり	環境保全活動・環境教育の推進	教育旅行の推進	商工観光課	・環境教育に係る教育旅行を誘致する。	教育旅行誘致の説明機会・活動数 教育旅行受入数	・岩手県観光協会が実施する教育旅行誘致商談会（2回）に参加し学校への説明を行った。	・教育旅行誘致補助金交付実績：計3校に対し、150千円 ・環境教育に係るガイド養成及び大規模校の受入態勢等が課題である。	①教育旅行説明会数 ②教育旅行者受入数	①年2回以上 ②22,000人	①年2回以上 ②22,000人	△	①年2回以上 ②22,000人
5-4-7	協働・参加型まちづくり	環境保全活動・環境教育の推進	環境保全月間の取り組み	市民課	・6月に環境保全月間としての様々な取り組みを行う。	取組内容	6月に環境保全月間に関する活動として、市役所本庁舎に懸垂幕を設置した。また、市ホームページに環境月間に関する記事を掲載した。	環境月間に関するイベントは実施できていない。	環境月間に関する取り組みの実施	実施	実施	○	実施
5-4-8	協働・参加型まちづくり	環境保全活動・環境教育の推進	環境保全協定による公害の未然防止	市民課	・工場等を新設又は増設、農地開発行為については、必要に応じて環境保全協定を締結し、協定に違反する場合は、現地確認を行い、改善指導を行う。	環境保全協定の締結件数等	工場等の新設又は増設、開発行為について、必要に応じて市と事業者間で環境保全協定を締結し、締結状況についてホームページで公開した。令和7年度は2件締結（更新）した。	協定に違反する事案は無く、現地確認や改善指導を行う必要がなかった。	ー				
5-5-1	協働・参加型まちづくり	協働の推進	環境イベント、講習会の開催、環境に関する情報発信	市民課	・民間団体等が開催する星空観察会、自然観察会等の環境イベントの支援を行う。	情報収集と情報発信の内容	市広報誌で民間団体等が開催する環境イベントの紹介を行った。	情報源が限られており、様々なイベントを広く周知するため、情報共有体制を確立する必要がある。	情報発信の有無 情報の更新	実施	実施	○	実施
5-5-2	協働・参加型まちづくり	協働の推進	県の環境アドバイザー制度等の活用	市民課	・県の環境アドバイザー制度について、市ホームページ等でも情報発信をする。	情報収集と情報発信の内容	県の環境アドバイザー制度について、市ホームページで情報発信を行った。また、環境アドバイザー制度を活用しオオハンゴンソウの駆除活動を実施した。	県の環境アドバイザー制度について、市ホームページ等で情報発信を継続し、活用状況について情報収集を行う必要がある。	情報発信の有無 情報の更新	実施	実施	○	実施
5-5-3	協働・参加型まちづくり	協働の推進	環境NPOの設立・活動支援	市民課	・市内で活動する環境NPOについての情報収集及び発信を行う。	情報収集と情報発信の内容	市内で活動する環境NPOについての情報収集を行った。	市内で主に環境の保全を目的に活動するNPOは存在しなかった。引き続き、環境NPOに関する情報収集に努める。	情報発信の有無 情報の更新	実施	実施	○	実施
5-5-4	協働・参加型まちづくり	協働の推進	環境保全優良企業の表彰	市民課	・環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の情報を収集するとともに、表彰を行う。	情報収集と情報発信の内容	市ホームページにおいて、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を、環境省が認定する制度である「自然共生サイト」に認定された「積水メディカル岩手工場」を掲載し情報発信した。	市ホームページで紹介は行っているが、表彰制度の構築に至っておらず、取組をさらに進める必要がある。	情報発信の有無 情報の更新	実施	実施	○	実施